

年齢17歳6か月から 免許試験を受験できます

令和8年4月1日から、仮免許試験、本免許試験を受験することができる年齢が、18歳から17歳6か月に引き下げられます。

仮免許試験に合格すると、仮運転免許証の交付を受けて、路上教習ができるようになります。

17歳6か月



- 年齢17歳6か月から受験できるのは、
普通仮免許、準中型仮免許
第一種普通免許、第一種準中型免許
の試験です。
- 第一種普通免許、第一種準中型免許は、
年齢17歳6か月から受験できますが、
たとえ試験に合格しても、年齢18歳に満たないと運転免許証を交付されません。

